特定健康診査未受診者

電話による受診勧奨をします

広野町では、生活環境の変化や長引く避難生活などに伴い、生活習慣病になる人が増加しています。「早期発見・早期治療」は健康管理の基本であり、年に1回自分自身の健康状態をチェックすることが大切です。町は、毎年定期的に総合健診(40歳以上の人は特定健康診査)を実施していますが、受診しない人もいます。

今年度は、町民の皆さんに対する一層の健康管理を 図るため、特定健康診査を受診しなかった人を対象に、 電話による追加健診のご案内をします。受診勧奨の電 話は、町が契約する指定事業者が行いますので、ご理 解とご協力をお願いします。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

震災前と震災後を比較

特定健康診査の有所見率の状況をお伝えします

広野町の特定健康診査においては、震災前後と比較し体重の増加に伴う脂質異常者の割合が増えており、循環器疾患発症のリスクがやや高くなっています。食生活(飲酒も含む)の変化、運動不足や心理的ストレスなど、長引く避難生活など震災の影響が大きいものと考えられます。

区分	平成21年度	平成24年度
●腹囲 有所見 (男性85cm以上・女性90cm以上)	38.0%【県内ワースト7位】	42.6%【県内ワースト6位】
●BM I 有所見 (25以上)	35.4%【県内ワースト5位】	42.2%【県内ワースト3位】
●中性脂肪 有所見(150mg/dℓ以上)	18.3%【県内ワースト32位】	23.3%【県内ワースト5位】
●HDL(善玉コレステロール) 有所見(40mg/dℓ未満)	5.4%【県内ワースト31位】	7.0%【県内ワースト24位】
●LDL(悪玉コレストロール) 有所見(120mg/dℓ以上)	54.9%【県内ワースト10位】	55.8%【県内ワースト7位】
●血糖 有所見(空腹時100mm/dℓ以上)	33.0%【県内ワースト35位】	43.3%【県内ワースト7位】
●収縮期血圧(最高血圧) 有所見(130/mmHg以上)	64.4%【県内ワースト8位】	62.2%【県内ワースト2位】
●拡張期血圧(最低血圧) 有所見 (/85mmHg以上)	26.8%【県内ワースト20位】	36.3%【県内ワースト1位】

※有所見率とは、全受診者のうち健診項目に何らかの所見(異常)があった人の割合です。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

6人の委員に委嘱

広野町国民健康保険運営協議会

広野町国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴い、下表の6人の委員を委嘱しました。任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとなります。

区分	職名委員名
被保険者を代表する委員	副会長鈴木田紀夫
	委員阿部千鶴子
保険医または保険薬剤師を代表する委員	委員 小鹿山博之
体限区よんは体限栄用型で1/209 の女員	委 員 稲川 ひろみ
公益を代表する委員	委員 松本登志枝
	会 長 米山正彦

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

子育て世帯臨時特例給付金申請書を兼ねています

児童手当などの現況届

「児童手当・特例給付現況届」(現況届)は、現在児童手当または児童手当特例給付を受けている人が、引き続き受給できるか町で審査を行うため、毎年6月1日現在の家族の状況および所得の状況について提出が必要な届け出です。今年度は、現況届が子育て世帯臨時特例給付金申請書を兼ねています。対象者には現況届を送りましたので、必要事項を記載し、必要な書類を添えて6月30日(火)までに提出してください。提出が遅れると、手当などの支給が遅れたり、差し止めとなったりする場合がありますのでご注意ください。また、平成26年分の所得が未申告の人は、税務課で申告をしてください。

■提 出 先 〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字 苗代替35番地 広野町役場 福祉介護課窓口(郵送による提出も可)

■提出書類 現況届、保険証の写し、所得証明書、 住民票など

※詳しくは、現況届に同封した通知文をご覧ください。 ※公務員が受給者の場合、児童手当や児童手当特例給 付は勤務する官公庁から支給され、子育て世帯臨時 特例給付金は住所地の市町村から支給されます。子 育て世帯臨時特例給付金については、勤務する官公 庁から「子育て世帯臨時特例給付金申請書」に「児 童手当受給状況証明」を受け、必要書類を添付して、 住所地の市町村(平成27年5月31日時点)へ申請し てください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

広野町金婚祝い

申し込み受け付けを行います

平成27年に金婚を迎えられるご夫婦(昭和40年に結 ■申込期限婚されたご夫婦)は、金婚祝いにお申し込みください。 ■申込方法詳しくは、福祉介護課へお問い合わせください。

■対象者 町内に住所を有し、平成27年12月31日 までに婚姻50年を迎えるご夫婦および 既に資格を得ながらまだ記念品を受け ていないご夫婦。 ■申込期限 平成27年7月10日(金)

■申込方法 福祉介護課に必要書類(申込書、戸籍 抄本など)を提出してください。 *広野町に本籍があるご夫婦は申込書 のみ

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

戦没者などのご遺族へ

第10回特別弔慰金が支給されます

第10回特別弔慰金については、ご遺族の一層の弔慰に意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

■支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務 扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺 族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母ら) がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お 一人に支給されます。

- ■戦没者等の死亡当時のご遺族で
- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援 護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などと生計関係を有していた ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 (戦没者などと生計関係を有していなかった人、 平成27年4月1日において婚姻により姓が変

- わっている人または遺族以外の人と養子縁組をしている人は除かれます。)
- 4 上の3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 上の1から4以外の戦没者などの三親等以内の親族 (戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生 計関係を有していた人に限る)
- ■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ■請求期間 平成27年4月1日~平成30年4月2日 (請求期間を過ぎると今回の弔慰金を受けられませんので、ご注意ください)
- ■請求窓口 広野町役場福祉介護課生活福祉係 ☎0240-27-2115
- ※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金 については、平成32年4月1日から請求受付を開始 する予定です。
- 問 福島県 保健福祉部 社会福祉課 ☎024-521-7166